

『大学院設置基準をめぐる所見』 に関する参考資料

(昭和42・6・26)

この資料は、国立大学協会第1常置委員会において、各国立大学の意見をきき、検討の結果えた現状における一応の見解である。

大学院設置基準をめぐる個別的・具体的問題について

1. 大学院の目的・性格

以下のように定めるものとする。

大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

修士課程は、学部における一般的ならびに専門的教養の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し精深な学識と研究能力を養い、かつ、これらにもとづく高度の応用的能力を展開させるものとする。

博士課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うものとする。

2. 大学院の組織・機構

(1) 大学院は、数個の研究科から成るのを原則とするが、特別の必要がある場合には、1個の研究科でも差支えないものとする。

(2) いわゆる「積上げ式」、「並列式」の両者いずれの可能性をも認める

ものとする。

(注) 「積上げ式」の変型として、上部3年の課程のみを置く博士課程(修士の学位を有する者を入学させるもの)を認める余地を残すものとする。

3. 研究科の組織

- (1) 研究科は、原則として学部を基礎として組織されるが、必要に応じて独自の分野について二つ以上の学部にわたり、またはその学部の一部をもって組織することができるものとする。
- (2) 附置研究所を研究科の基礎とすることができるものとする。
- (3) 研究科には専門課程を置くものとする。ただし、必要に応じ、一専門課程のみをもって研究科を組織できるものとする。
- (4) 専門課程は、原則として学部の学科を主体とするが、必要な場合は、二つ以上の学科にわたり、また、学科の一部をもって設けることができるものとする。
- (5) 専門課程は、固有の専門分野について組織されることを原則とするが、運営の必要上同一専門分野を二つ以上の専門課程にわけて組織することもできるものとする。
- (6) すでに設置された研究科の内部で、専門課程の新設・改編等の必要が生じた場合、改編については、原則として学内措置で実施することができるものとする。
- (7) そのほか、研究科・専門課程の構成はそれぞれの大学が特色を発揮しうるようなものとする。

4. 教員および教員組織

- (1) 大学院を担当する教員は、修士課程または博士課程において、それぞれ学生の研究を指導するにふさわしい業績と能力を有する者をもってこ

れにあてるものとする。

- (2) 大学院の教員は、それぞれの研究科の基礎をなす学部・附置研究所の教員中、(1)に該当する者をもってあてるが、必要に応じ、学内の他の部局（学部・教養部・附置研究所）に属する教員の中で、(1)に該当する者を加えることができるものとする。
- (3) 大学院には、専任の教員（他のいずれの部局にも属さない者）を置きうる余地を残すことができるものとする。
- (4) 大学院における教員の学生数に対する比率は、大学院にふさわしい研究と教育を可能ならしめるに足る十分に高いものでなければならないものとする。

5. 在学年限

大学院の最短在学年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては5年（医学または歯学の研究科にあつては4年）とし、修士課程を経た者の博士課程の最短在学年限は、3年とする。ただし、各専門分野の特殊性に応じて、これを変更することもできるものとする。

6. 入学者の選考および学生数

- (1) 入学者の選考にあつては厳選するものとする。（そのため定員を下回っても差支えないものとする。）
- (2) 博士課程の入学者の選考については、他大学の修士課程修了者にも門戸を開くいわゆるオープン制を名実ともに採用するものとする。

（注）「並列式」の場合には、博士課程に編入学の可能性を認めるものとする。

- (3) 学生定員は、教員組織と専門分野の特殊性に応じた合理的なものではないものとする。

7. 単 位

- (1) 基本的には「要項」によるものとする。

(注) 大学院における教育が、学部的那とは根本的に性格を異にすることを考えるとき、現行要項には、なお検討を要する点も少なくない。たとえば、単位の計算方法について、学部のそれに準ずるものとしていることなどがそれである。

- (2) 博士課程において、単位制度をとるべきか否かおよび単位制度をとった場合に修得すべき単位数については、各専門分野の特殊性に応じて決定しうるものとする。

なお、大学間における単位の互換性については、これを認めうるものとするのが適当である。

8. 学位論文

- (1) 修士論文は、学部における一般的ならびに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を習得したことを示すものであるものとする。

- (2) 博士論文は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与しうることを示すものであるものとする。

(注) 学位の授与にあたっては、とくにその論文の審査を厳格に行なり必要がある。

9. 学位の種類およびその名称

学位の種類およびその名称については、おおむね現行制度によるものとする。

(注) あまり細分化することは望ましくない。

10. 管理運営

- (1) 大学院の管理運営機関としては、原則として、現行の研究科委員会制度をもってこれにあてるものとする。その構成・権限等については、各大学の実情に応じて自主的に定めるものとする。
- (2) 大学院に必要な事務組織を整備すべきものとする。

11. 施設・設備

- (1) 大学院は、教員および学生の数に応じて、その研究教育上の目的を達成するに十分な施設と設備を有するものとする。
- (2) 大学院は、その教員および学生の数に応じて、大学院に固有の研究室、講義室、演習室、実験室、その他必要な施設を備えるものとする。
- (3) 大学院の研究および教育に関する設備は、その目的にかんがみ、とくに高い基準によるものとし、博士課程の場合はさらにいっそう高い水準によるものとする。また、これらの施設・設備は、つねに学術の進歩発展に応じて時宜にかなった拡充、更新を行なうものとする。